

# 令和7年2月25日から保険医・保険薬剤師の登録申請がマイナポータルからできるようになります。

- 医師・歯科医師・薬剤師の方が免許取得後、初めて保険医療機関や保険薬局で勤務される際には、保険医や保険薬剤師の新規登録が必要です。この手続きは、紙だけでなく、**令和7年2月25日から、マイナポータル**でできるようになります。
- マイナポータル上で手続きをすると、**オンライン上で手続きが完結し、紙の提出が不要**になります。ぜひご活用ください。

※これまでの紙申請も引き続き可能ですが、マイナンバーの記載が原則として必要など、変更点があります。書面申請時の注意事項については、裏面をご参照ください。

## オンライン申請のしかた

※画像はあくまでイメージです

申請に必要なもの：マイナンバーカード、PC・スマートフォン等、医師（歯科医師、薬剤師）免許又は登録済証

マイナポータルにログイン



「さがす」から「#国家資格」または「証明書」を押下



「国家資格の登録・各種申請」から「資格を追加する」を押下



保険医または保険薬剤師を選択



画面の案内に従って申請開始

オンライン申請の積極的なご利用をお願いします。

## 書面申請時の注意点

- 登録申請書に、マイナンバーの記載が原則として必須になります。
- また、本人確認のために、厚生局の窓口で、番号確認書類や身元確認書類を提示することが必要になります。（郵送では、これらの写しの添付が必要になります。）
- 保険医療機関・保険薬局でまとめて代理申請される場合は、委任状等が必要になりますので、勤務される予定の保険医療機関・保険薬局にもご相談ください。

## 具体的な提出書類

✓ 申請手段別に見た提出書類は以下のとおりです。

		登録申請書	医籍番号等がわかる書類の写し(※)	番号確認書類	身元確認書類	代理権確認書類(委任状)	代理人の身元確認書類
個人のマイナポータルでの申請		○(マイナポータルで入力)	○(画像をアップロード)				
個人による、書面での申請	窓口	○	○	△(窓口提示のみ)	△(窓口提示のみ)		
	郵送	○	○	○	○		
医療機関・薬局の代理申請	窓口	○	○	○	○	△(窓口提示のみ)	△(窓口提示のみ)
	郵送	○	○	○	○	○	○

※ 医師（歯科医師、薬剤師）免許証又は登録済証明書（オンライン発行されたものを含む）

【補足】「番号確認書類」と「身元確認書類」のそれぞれで使えるもの

番号確認書類(以下のいずれか)	身元確認書類(以下のいずれか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> <li>個人番号通知カード(有効なものに限る)</li> <li>個人番号の記載のある住民票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> <li>以下の書類のいずれか1つ                      運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/官公署が発行した写真付き資格証明書など</li> <li>以上2つのいずれも無い場合は、以下の書類から2つ以上                      公的医療保険の資格確認書/年金手帳/児童扶養手当証書など</li> </ul>

## よくあるご質問

Q1 登録申請書へのマイナンバーの記載は義務ですか？

A1 はい。番号法及び省令に基づき、保険医・保険薬剤師の登録申請にマイナンバーを届け出ることが義務づけられています。

Q2 保険医療機関や保険薬局が代理申請する場合に必要な、委任状や受任者の身元確認書類は、必須ですか？

A2 はい。委任状等は、番号法に定められた代理申請に必要な書類です。

Q3 委任状の様式は、なにか定められたものを使う必要がありますか？

A3 形式は問いませんが、厚生省及び各地方厚生局HPにひな形を公開していますので、こちらをお使いいただくか、これに準じた様式での提出をお願いします。（医療機関・薬局のご担当とも、ご相談ください）

